

自治推進委員会の検討経過

開催日	検討内容
■第1回推進委員会 22年5月27日(木)	◇ 自治基本条例第38条に基づく「自治推進委員会」を設置し、条例に盛り込むべき項目と内容についての検討スケジュールを確認しました。
■第2回推進委員会 22年7月6日(火)	◇ 荒木副委員長による「参画・協働条例づくりの論点整理」についての説明を行いました。 ◇ 条例の全体構成について、各委員が意見を述べました。
■第3回推進委員会 22年8月3日(火)	◇ 条例の全体構成（正副委員長案）を提示し、各委員が意見を述べました。
■第4回推進委員会 22年9月29日(水)	◇ 第3回推進委員会における委員の質問に対して、関係課による説明を行いました。 ◇ 条例の「盛り込むべき項目と内容（案）」について、各委員が意見を述べました。
■第5回推進委員会 22年10月14日(木)	◇ 答申（案）を提示し、各委員が意見を述べました。10月末に市長への答申を行うことを決定しました。

主な意見

●「第2回熊本市自治推進委員会のまとめ」より（平成22年7月6日開催）

- ・ 熊本市の優位性を熊本市民がもっと認識できるような行政のPRが大事である。
【中島洋委員】
- ・ 多くの市民が参加するための工夫された市民活動のプログラムづくりが大事である。【平橋委員】
- ・ 住民の参加、巻き込み（インボルブメント）が重要である。【中島洋委員】
- ・ 災害時における地域での助け合いなどは、地域と行政が協働できる。【吉田委員】
- ・ まちづくりの単位である小学校区のコミュニティ活動の情報発信ツールが必要である。【中島久委員】
- ・ 自治会活動を知ってもらうため、毎月の情報誌を工夫しながら広報に努めることが、活動参加の活発化に必要である。【吉田委員】
- ・ さまざまな協働ができるよう、情報や人をつなぐコーディネート機能が必要である。【松崎委員】
- ・ 市民活動の情報発信を活発化できる人材が必要である。【松崎委員】
- ・ 情報格差のない、多数派だけに発信するのではない、情報をきちんと告知できるような配慮が必要である。【中島洋委員】
- ・ 情報発信において、インターネットを活用しない人への配慮が必要である。【長塩委員】
- ・ きめ細かく情報を発信することで地域の参画を活性化していくことが重要である。【岩下委員】
- ・ 楽しくコミュニティ活動を実感できる機会が必要である。【長塩委員】
- ・ 町に住んで良かったという満足感が得られるまちづくりのために、地域の人材育成が課題である。【吉田委員】
- ・ NPO活動を応援する地域のキーパーソンをどのように掘り起こし育てていくのが課題である。【中島久委員】
- ・ 信頼される良いリーダーを地域で育てていく仕組みが必要である。【岩下委員】
- ・ これから作るこの条例で、もっと私たち自身が工夫しながら良いものにしていくというような、市民のエンパワーメントを育てていく仕組みまで併せて考えていけたら良い。【上野委員長】

- ・ まちづくりの単位である小学校区の統計整備が必要である。【上野委員長】
- ・ 文化の分野の活動を地域づくりの中にどのように取り込んだらよいのかが課題である。【中島久委員】
- ・ 市民からの課題解決提案ができる制度が必要である。【中島久委員】
- ・ 自治基本条例が目指しているものに向かっているかの検証と現状把握が必要である。【西村委員】
- ・ 個人情報保護法に過剰反応しすぎて地域住民の参加、巻き込み（インボルブメント）を阻害してしまうことが課題である。【荒木副委員長】
- ・ あまり条例の条文に頼らず、実質的な自治を進めることが重要である。【長塩委員】
- ・ 条例の名称は「参画と協働を拡充推進する」というような意味のものが良い。【西村委員】

● 「第3回熊本市自治推進委員会のまとめ」より（平成22年8月3日開催）

- ・ 自治基本条例に入っている「まちづくり」という言葉を、条例名に入れた方が市民にはわかりやすい。【岩下委員】
- ・ 市民が理解しやすい内容をわかりやすい言葉で表現すべき。難しい言葉には用語解説が必要。【岩下委員】
- ・ 本当に必要な審議会なのかをよく検討すべき。【長塩委員】
- ・ 市民が問題意識を持っている課題でないと、審議会を設置しても建設的な意見は出ない。【長塩委員】
- ・ 熊本らしさを目指すのであれば、他都市の条例を見ないことも良いことである。【長塩委員】
- ・ 校区によって特性が違うので情報伝達の工夫が必要である。【長塩委員】
- ・ 世代、性別を越えたつながり、交流が大事である。【中島久委員】
- ・ 今から社会を作っていく世代が共感できて、一緒にやってみたいと思える活動にしていくことが課題である。【中島久委員】
- ・ 「まちづくり」という言葉は、ハードのイメージが出でくるので、条例名は現行案で良い。【中島洋委員】
- ・ 政令市の区の中でエンパワーメント（権限を与える）していくためのオルガナイザー（組織化する者）の育成が重要になる。【中島洋委員】
- ・ 多くの人が参画できる仕組みとして、旧城南町のようなコミュニティ運営の原型となる地域の役員や体制が大事である。【中島洋委員】
- ・ 条例名に「情報共有」と「拡充推進」の言葉を入れるべきである。【西村委員】
- ・ 審議会の委員公募について、体系的な制度を検討すべきである。【西村委員】
- ・ 行政評価に関する市民参加の充実を条例に盛り込むべきである。【西村委員】
- ・ 市民ボランティアによる条例の起草委員会を設置してほしい。【西村委員】

- ・ この条例への市民の理解を深めるために、自治推進委員会による地域説明会等の実施を提案したい。【西村委員】
- ・ 情報の提供方法を工夫するなど、地域内での情報共有が重要である。【平橋委員】
- ・ 地域の課題解決に向け、行政が縦割りではなく横断的に連携できるような条例が必要である。【平橋委員】
- ・ 条例名と別に市民にわかりやすい「サブタイトル」を付けるのも良い。【平橋委員】
- ・ 「まちづくり」が外れたことにより、条例名は明確になったと思う。【松崎委員】
- ・ 全体構成は現行案に賛成である。【松崎委員】
- ・ 小学校区単位を「特定の地域」の課題解決であるとするれば、「特定の分野」として市民活動団体との協議の場も必要である。【松崎委員】
- ・ 身近に感じる条例名としては「まちづくり」を入れた方が良い。【吉田委員】
- ・ 熊本市の実態を調べて、実態に合った内容を盛り込むと親しみやすい条例になる。【吉田委員】
- ・ 条例の趣旨を校区自治協議会へよく浸透させることが大事である。【吉田委員】
- ・ 校区自治協議会という地域の範囲の中で参画や協働をしやすい条件整備が必要。
- ・ コミュニティ作りにおいては、政令市という大きな規模より、各行政区に存在する十数箇所の校区（自治協）がネットワークを作り、5つの区同士のネットワークに繋がっていくイメージが熊本市らしさになっていくのではないかと。【荒木副委員長】
- ・ 協働の仕組みづくりとその運営の基本原則について（資料にて説明）【荒木副委員長】
- ・ 出された意見を全て条例に盛り込むことは困難。「委任」の中に入れ込んで、要綱等で定めていくと良い。【荒木副委員長】

（平成 22 年 8 月追加意見）

- ・ 「新しい公共」を支援する条例とする。【松崎委員】
- ・ 地域コミュニティ以外の行政、市民活動団体・NPOの位置づけが抜け落ちている。【松崎委員】
- ・ ご長寿失踪・ネグレクトのようなマクロ視点で発見しづらい問題を、地域や民間の視点から防ぐような仕組みを条例に組み込んではどうか。高齢化・核家族化する社会で今後も普遍的な問題として存在すると思う。【長塩委員】
- ・ 市の外へ情報発信をするシステムを条例に組み込んではどうか。例えば、観光に来てもらう工夫として、景色の良い場所を民間から募集して観光情報として行政が発信したらどうか。【長塩委員】
- ・ 「こうのとりのゆりかご」のような施設を協働のシステムとして助成してはどうか。【長塩委員】

●「第4回熊本市自治推進委員会のまとめ」より（平成22年9月29日開催）

総則

- ・趣旨ではなく目的にすべき【西村委員】
- ・三鷹市も目的となっている【岩下委員】
- ・趣旨規定には違和感があり他都市も目的規定が多い【荒木副委員長】

参画・協働ほか

- ・情報共有について体系的にわかるように入れ込む【西村委員】
- ・この条例を多くの市民にいかに伝えることができるかが重要【中島洋委員】
- ・この条例が市民に理解され広がっていくことが大切【中島久委員】
- ・情報提供の内容の的確な管理が必要【長塩委員】
- ・市民や市の情報が集約できている場所に機能を持たせ、支援することが必要【松崎委員】
- ・活動資金に市民・企業が寄附することも参画の一つのあり方【松崎委員】
- ・市民の利用できる人材育成のための場が必要【西村委員】
- ・地域社会の現実を踏まえた公共性を考えることが大切【平橋委員】
- ・市民が生活の中で実感できるルールを作る【吉田委員】
- ・70万人以上の熊本市全体で実感できるルール作りはなかなか難しい。【荒木副委員長】
- ・自分が住んでいる地域の課題が実感できてこそ、市民の関心が高まる。【荒木副委員長】
- ・情報は行政から提供されるものだけではなく、市民生活の中から発信していくことも大事。【荒木副委員長】
- ・そのため、町内会、校区自治協議会、区など単位でシステム化した情報共有が必要。
- ・よって、このシステム化を取り入れた参画協働のルール作りをまとめていくこととする。【荒木副委員長】

●「第5回熊本市自治推進委員会のまとめ」より（平成22年10月14日開催）

- ・活動の場、財政的支援の具体的内容を確認しておく必要がある【松崎委員】
- ・具体的な支援には、これからの市民の働きが必要【平橋委員】
- ・自治基本条例と同じで具体的ではない答申案は不十分（特に参画の部分）【西村委員】
- ・条例とは別に校区自治協議会を活用したコミュニティ政策について明確に示す必要がある【西村委員】
- ・委員会が出た意見は、「その他、委員会での主な意見」に入れるべき【西村委員】
- ・自治基本条例第38条の内容も目的に入れるべき【西村委員】
- ・情報の共有や参画の対象と手続を明確にしてほしい【西村委員】

- ・ パブリックコメントの内容や審議会委員の基準や公募について明確にしてほしい【西村委員】
- ・ 誰が提案できるのか、提案する権利があることを明確にしてほしい【西村委員】
- ・ 人材育成は、行政内だけではなく、政令市としての責務として市民育成センターや研究機関を整備すべき【西村委員】
- ・ 答申案は起草委員会を設置して検討すべき【西村委員】
- ・ 合意形成のために、市民活動支援センターの機能や自治会活動などを充実したものにすべき【松崎委員】
- ・ 市民向けの講座や大学等の公開講座等の整理、体系化が必要【上野委員長】
- ・ 研究機関は財政的に難しいが、バーチャル的な動きがある【上野委員長】
- ・ すっきりしているが、やや具体性に欠ける。【岩下委員】
- ・ 民主的に委員の合意がとれるまで議論すべき【西村委員】
- ・ 情報共有の項目は参画全般の（４）に、協働の提案の項目はC協働に移した方が流れがよい【岩下委員】
- ・ 自治基本条例と重複しているおり、内容について議論したつもりだが具体的に入っていない【長塩委員】
- ・ お金が出るだけの支援ではなく、何のために使われるのかははっきりとさせるべき【長塩委員】
- ・ 財政的支援にある「予算の範囲内」の意味の確認が必要【中島久美子委員】
- ・ 市民が活動に入っていく仕組み（市民活動支援センター機能）などが重要【中島久美子委員】
- ・ 人材育成は誰を対象としているのかの確認が必要【中島久美子委員】
- ・ 答申案は、修正しやすいようにしておいた方がよい【中島洋一委員】
- ・ 政令市においては、プラットフォーム型広報誌を検討すべき【荒木副委員長】
- ・ 今後、合わなくなったら修正できる余地を残しておくことが必要【上野委員長】
- ・ 委任により、説明しやすい手法に落とししていくべき【上野委員長】
- ・ 何のための条例か分からないので、条例名称に「まちづくり」を入れるべき【岩下委員】

主な提案

熊本市自治推進委員会への提案

平成22年8月3日

委員長 上野眞也 様

熊本市自治推進委員会
委員 西村 文雅



主旨

今回示されました「(仮称)市民参画と協働の推進条例のコンセプト(正副委員長案)」に関して、提案と要望をいたしますので、委員会への配付および委員会での検討をお願いいたします。

「情報共有と市民参画・協働の拡充推進条例」のコンセプト（第一次案）

1 名称…「情報共有と市民参画・協働の拡充推進条例」

（提案）「情報共有」と「拡充」を入れるべきである

（理由）

①自治基本条例4条「自治運営の基本原則」にもとづく条例

(1)情報共有 (2)参画 (3)協働

② 25条-3「情報提供」、30条-1「参画」・4「協働」で「仕組みを整備」することを明記

③ 31条「参画と協働を拡充推進するため」の条例

2 作成の指針

①広範な市民が**拡充推進**に**現実的**に参画協働できる機会を拡充推進する条例にする。

②参画協働を**現実的**にするために個別的具体的に内容を条例に記載する。

③情報公開と情報共有を**現実的**にするために個別的具体的に内容を条例に記載する。

④自治基本条例を指針として検討する。

⑤市民の提案権・意見表明権を保障するために、申し出があった場合、自治推進委員会への市民からの提案を積極的に受け、市民が意見表明、説明する機会を設ける。

⑥検討の過程を市民に公開し、検討結果に対して説明責任を果たす。

⑦ ①②を**現実的**にするためにも、盛り込む内容を検討するだけでなく条文も検討すべきである。

3 **総則**（Aに関して）

(1)目的

自治基本条例に基づき

①市民の「情報を取得する権利」「参画権・意見表明権・提案権」を保障する

②「情報共有」「参画」「協働」を拡充推進する仕組みを整備する

個別条例として制定する（自治基本条例25条-3、30条-1・4）

(2)定義

用語の意味を定める。

参画と協働の意味の拡充

とくに「市政」と「まちづくり」の意味を明確化する。

「まちづくり」は「地域づくり」に等

（理由）合併した農村部では「まちづくり」ではピンと来ないため

4 **参画**（Bに関して）

(1)住民参画制度の確立

①対象：「企画」「実施」「評価」

総合計画をはじめとする各計画の策定・進行管理・評価・改定・廃止のとき

条例、規則及び要項（政策・計画、事業の基準等を定めるもの）を制定・改廃

予算の編成及び決算のとき

住民の生活に重要な影響を及ぼす方針、政策及び計画の策定・改定のとき

行政評価の実施の時

②形態

③参加手続き

④提案制度の確立

(2)とくに重要な方法として、審議会、無作為抽出による市民会議、ワークショップ、懇談会、公聴会、アンケート、パブリックコメント等、市民参画を拡充推進する制度について定める。

「審議委員の公募制度の確立」「公募委員の選考委員会（第三者機関）の設置」など

5 情報共有

(1) 情報公開・共有の原則

市政に関する情報の公開と提供が参画・協働にとって前提であり、透明性の高い市政運営にとっても不可欠である。

(2) 行政の意思決定過程における情報の共有

- ①課題・目的の設定及びその背景、経過、理由
- ②市民提案及び検討した他の複数の政策・計画案の内容及び決定の理由
- ③他の自治体の類似する政策・計画等との比較検討状況
- ④総合計画における位置づけ
- ⑤当該政策・計画に関係ある法令及び条例等
- ⑥政策・計画等の実施にかかわる予算・財政等の状況
- ⑦将来にわたる政策・計画等のコストの計算結果
- ⑧政策・計画等にかかる住民参加の状況

(3) 情報公開制度の確立

(4) 情報収集及び管理

(5) 説明及び応答責任

市民に対して説明を行い、市民からの意見・質問等に対して誠実に説明・応答をする

6 協働 (Cに関して)

(1) 協働の推進の基本原則とルールを定める

- ①市は、市民との協働を推進し、対等な立場で目的を共有し、相互の立場を尊重し、協力して目的を達成します。
- ②市民と市長等は、対等な立場で協議し、協定を締結して、公共的目的を達成します。
- ③市民は、市長等に対して、協働の提案をすることができます。(協働提案権)
- ④市長等は、前項の市民からの協働の提案があった場合は、これに対して誠実に対応し、協働について協議する場を設けます。

(3) 市民協働事業選定・評価委員会の設置

住民と市長等間の協働するための第三者機関として、市民協働事業選定・評価委員会を設置します。

- ①対象 ②審査 ③毎年、年次報告書を作成し、公表

7 情報共有と参画協働の拡充推進のための制度 (Dに関して)

特定の区域や特定の分野の課題解決のためだけでなく、B(1)①で示したように市政全般を参画の対象とし、参画と協働の前提である市民と行政の「情報共有」と「合意形成の仕組み」整備することを定める。

(5) 毎年度の参画・協働の取り組みの検証と公表するために第三者委員会を設置する

- ①情報共有推進評価委員会
- ②参画推進評価委員会
- ③協働推進評価委員会
- ④まちづくり(地域づくり)推進委員会

(6) 「市政に関し意見を表明し、又は提案する権利」「市政に関し説明を求める権利及び学習をする権利」を明記

【要望】

- (1) 議論を効果的に進めるために、条例の起草委員会を設ける。
その際には、自治推進委員だけでなく、起草委員を募集する。
- (2) 市政への市民の参画と協働を推進するために、自治推進委員会が主催する「地域ごとの説明会」「市民を対象とした条例の学習会、シンポジウム」の開催を求めます。

[1] 名称 「情報共有と市民参画と協働を拡充推進する条例」

[2] 目的

① 自治基本条例に基づいて

3条 4条 5条 12条 25条 27条 29条
30条 1. 2. 3. 4項 31条

② 広範な市民が一人でも多く市政を知り、参画する機会を拡充推進し、具体的に確実に保障する仕組みをつくることを目的とする。

③ 市民の意見、意向、提案、対案等が参画の形態、方法を通じて、条例等に反映され、市民にとってより良い条例等が作成され制定されることを目的とする。

④ 情報共有と参画と協働は、バラバラでなく一つの統一した不可分のものであり、総じて一つの概念であり、一つの命題であり、一つの有機体であり、生命体であり、これは自治運営、市政運営の中核概念、中心概念である。

[3] 情報共有と市民参画と協働の拡充推進の制度

1. 市民参画の基本

① 行政の企画、実施、評価のすべての過程（段階）に、市民は主体的、自発的、積極的に参画し市政を推進することが基本である。

- ② 特に参画の重要な対象を明記することにより、市政（行政）への市民参画はもとより、全体への市民参画と注意を喚起し、市政（行政）全体への市民参画の拡充推進を促進する。

エ. 市政への市民参画の重要な対象課題

- ① 条例等の制定、改正、廃止に関するもの。

- ② 計画の策定、進行、改正、廃止に関するもの。

a. 総合計画（基本構想、基本計画、実施計画、事業計画）

b. 法と条例に基づく計画

c. 分野別の計画

d. 地域計画（区単位）地区計画（小字校単位）

e. 国、他の自治体にかかわる計画

- ③ 予算の編成、執行、決算について

- ④ 市民の生活に重要な影響を及ぼす市の方針、政策、施策、事業計画、条例、規則、要綱、及び行財政計画等の策定、改正、廃止のとき

- ⑤ 行政評価（政策評価）への参画

- ⑥ 全体の計画と行程表、スケジュールへの参画

3. 情報共有と市民参画の多様な形態と方法と行政の責務

① 多様な形態と方法の目的

参画形態の最大の目的は、市民が直接会議に参画し、意見、提案等ができる機会を保障するとともに、参画の形態、方法を組み合わせる全体的に意見、提案を広範な市民の中から汲み上げて、多様な市民の意見、提案意向が反映されるより良い条例、計画等が作られることを目的とする。

② 多様な形態と方法

1. 審議会 (調査 審議)
2. 市民会議、区民会議、校区会議
3. パブリックコメント
4. 行政、審議会等主催の学習会、研究会
5. 行政、審議会等主催の報告会、報告集会
6. 行政、審議会等主催の市民との意見交換会
7. 行政、審議会等による説明会
8. 市民、市民団体等、地域団体から、行政、審議会等への提案の申し入れ、説明と質疑
9. シンポジウム 行政、審議会主催
10. 懇談会
11. ワークショップ
12. 参事人 公聴会 (議会)
13. 議会、請願、陳情
14. アンケート

③ 行政の責務と対応

1. 行政は課題、対象に、広範な市民の参画の機会を参画の方法と民主的な手続きによって保障しなければなりません。
2. 参画の形態、方法は、市民の多様な活動の広がりとともに発展し、今後もっと多様な参画形態、方法が生まれてくるでしょう。

4 市民参画の方法と民主的手続きの確立

① 民主的手続きの重要性

1. 参画の対象の目的とそれを実現するための方法とそれに参画するための民主的な手続きを経なければ、市民は目的のものに参画するとは保障されない。
2. 特に参画の民主的手続きが重要である。
3. 行政は全体の計画を知らせなければならない。
募集、公募の始りから終わりの結果公表までを知らせなければならない。日時、内容について全面的に知らせなければならない。
4. 公募、募集、会議の日程はすべて「市政だより」に掲載しなければならない。

② 行政の民主的手続きと責務

行政は誠実に民主的手続きを実行し、市民参画を拡充推進し、情報共有と参画、協働を中核とする市政運営と公平公正で透明な市政を運営することにより、総合10年計画を一步一步実現（211）かなければならない。

[4] 課題の意思決定過程における全体の計画、行程表、スケジュール等の情報の共有

① 1年間（必要なら2年間）の課題の実現に向けた全体の計画と行程表、スケジュールと財政計画

② 市民参画の全体の計画、行程表 スケジュール

③ 審議会等の全体の計画、行程表 スケジュール

④ 行政の全体計画

a. 意思決定過程 機関の全体計画、行程表、スケジュール

b. 職員研修、学習計画の全体計画

c. パブリックコメント、地域説明会等の市民からの事案に対する意見、提案による修正、記録に関する全体計画、行程表、スケジュール

e. 議会への上程等の全体計画、行程表、スケジュール

⑤ 意思決定過程の4段階におけるそれぞれ全体の計画、行程表 スケジュール

- ④ 参画と協働は情報共有が必然であり、絶対不可欠の条件です。相互に情報を共有し、理解しながら神い合ふ。参画と協働は進むものです。
参画と協働は情報の共有なしには一歩たりと進みません。

[5] 参画拡充推進評価委員会の設置(三者委員会)

- ① 参画の検証
- ② 総括 現状 問題点 改善点 教訓
- ③ 年次報告書を出す

平成22年 8月 16日

能木市自治推進委員

西村 文雅

「熊本市パブリックコメント(意見公募)制度実施要綱」についての批判的見解

熊本市パブリックコメント(意見公募)制度は条例化すべきである。

1. <パブリックコメント制度の意義と目的>

(1) パブリックコメント(意見公募)制度は、主権者である市民が行政素案に対し意見提案(たもの)を反映させ決める制度である

(2) この制度は、情報共有拡充推進と市民の提案、意見表明による市政への参画と協働の市政運営を進める上で不可欠で重要な制度である

(3) この制度は行政の意思決定過程において議会上程前の最終段階の行政素案について、市民、条例、条文等の修正、加筆、削除等の提案が確実に反映されより良き条例等を実現することが目的である。

(4) この制度は、行政の内規である要綱により運営され歪みが生じている素案へ直接説明、市民参画等抜本的に変え自治基本条例との整合性を確保し条例化しなければならない。

2. <パブリックコメント制度に求められる特徴と役割>

(1) 意思決定過程の最終行政素案において求められるのは、具体的な条文、文言の修正、加筆、削除である

(2) 極めて重要な最終段階での行政の検討作業は、公開、公表にしなければならない

(3) 市民に直接素案を会場で説明責任

① 素案の争点、論点になり、条文、項目についての説明

② 論点の根拠を明確に説明

(4) 素案の検討委員会は、市民参画で修正作業は協働で行う

① 委員会を構成する

② 最終決定は市長が行う

③ 市民の修正、加筆、削除、意見提案等の検討は、市民参画、協働で行うこと提案

(5) 素案検討委員会は公開で行う

3 <対象外 4条>

- (1) 本制度の対象外の規定は十分検討を加える必要がある
- (2) 説明が不足し、理解不可能な所がある
- (3) 質問しなれば理解できない

4 <素案の公表 5条>

(1) 策定の目的と意義

(2) それを必要とする理由、背景

(3) 素案は全文を公表すること

(4) 必要な資料が具体的にない。条例で規定すべきである

① 行政内での複数案の提示

② これまで提案されたものはすべて提出

(5) 論点は素案を軸に対立している論点をわかりやすく説明、その際それぞれの根拠になっているものを説明

5 <公表方法 6条>

① 「市政だより」への掲載等有効と考えられる手段をとり、

② (1) ~ (4) 「市政だより」はない。

③ 「市政だより」の位置づけは 全市民への最も有効な周知の唯一の手段
全所帯中の何軒か

④ホームページは全市世帯数の何軒に入っているか

6. <市民の意見等の活用 8条>

①提出された意見に対する市の考え方を公表しなければならない

②2の限りでない

③用式2号に統一

④事業に関係ないものは受け付けない

正式手続をふまないものは受け付けない

⑤情報公開 9条

⑥個別回答を行わない

7. <対策の作成及び公表 10条>

①様式第2号に基づく公表

②^{案の}どいという文書で修正、削除、加筆したか
公表はわかるように案を添字で公表すること

③年間の活動状況と修正等箇所、内容の公表

④年間活動報告書の作成

平成22年8月23日

熊本市自治推進委員

西村文雅

< 審議会等条例 >

1. 審議会^選の目的 自治基本条例 にもとづいて明確にする

2. 審議会^選の個別目的 一般的目的と個別目的

3. 審議会^選の設置

4. 審議会^選構成と審議委員

(1) 審議委員の基準を公表し、この基準にもとづいて選出

(2) 男女の比率、年齢構成、選出地区

(3) 市職員は参画させない。但(1)例外規定、厳格に運用

(2) 理由の説明と公表

(4) 他の委員の兼任 いくつまで認めるか

(5) 任期 何年まで認めるか

(6) 議員

5. 公募 (別に定める)

6. 審議会の任務、役割

(1) 市民にとってより良い条例案を作ることを目的とする

(2) 市民の意見、提案を広く受け入れ、説明を受けよう。

(3) 学習会、研究会、シンポジウム等を用いて市民に啓蒙活動を行う

(4) 審議会等の検討内容等を報告会を用いて説明する

(5) より良い条例案を作るために、市民の意見を聴く意見交換会を用く

7. 審議会の民主的な運営

- (1) 長は 審議会を自主的、自主的、民主的に運営しなければならない。
- (2) 長は 会のテーマの目的と任務を明確にし、どのような内容のものをつくるかの全体構想を明示しなければならない。
 - ① 委員が正しい知識を持つていふことを前提にするべきである
 - ② 正しい知識を持つために 市民参画の学習会を開催、お良好な条例等をつくるための知識を深めなければならない。
- (3) 長は 全体の計画と行程表 スケジーンを明らかにしなければならない。
- (4) 長は 重要な論点、争点になる問題、課題、項目についてはおおむね報告を行い、委員に考え、また市民に考える時間を与えるべきである。
- (5) 長は 委員が調査、審議するために必要と十分な時間を保障しなければならない。
- (6) 委員会として 学習会等を開催、委員一人一人の課題についての認識が深まり、論議が進めやすさに配慮しなければならない。
- (7) 出席は絶対に避けなければならない。
- (8) 論議は、論点、争点とその根拠に基づいて明確に（おが）進めよう。
- (9) 市民からの提案、意見の表明は、説明を受け、十分な配慮のもとに論点、争点を明確にし、討論にまかせ、お良好な条例等を深めよう。ためんをかせなければならない。

8. 会議は原則公開とする

- (1) 非公開は個人情報に関する場合にのみに限る
- (2) 非公開の場合は 3分の2以上の賛成の議決が必要
- (3) 会議後、非公開の理由を説明し、公開しなければならない。

9. 市民への会議の日程の告知

会議は基本的に 30日前までに「市政だより」に掲載（全市民配布）

10. 会議の議事録の公開

(1) 会議記録は7日以内に公表しなければならない。

① 報告内容

② 議事内容

(2) 会議の内容の公開により、市民は課題の進行状況と何の論点、争点になっているかを知ることができるとする。

11. 事務局の位置と役割

(1) 審議会が主役で独立に組織であり、自主的、自主的に運営し、委員の知恵と市民の意見、提案等を結集し、答申、提言を独立に決定しなければならない。

(2) 事務局は審議会の目的達成のため事務補助機関である。

(3) 事務局長は長と審議会の指示のもとに職務を遂行しなければならない。

(4) 事務局長の氏名は明らかにしなければならない。

平成22年8月23日

熊本市自治推進委員

西村 文雅

< 公募委員選出制度に関する条例 >

1. 条例の目的

2. 公募制度の役割と公募委員の役割の明確化

3. 公募委員のオ三者機関の創設 (学識者、専門家、有識者、市民、マスコミ代表)

4. オ三者機関が公募の発表の準滞段階から選考基準 結果の発表まで、選考の全過程に責任を負う。

5. オ三者機関は選考における透明性 公正性 公平性 を担保する独立機関である。

6. 公募の審査の基本は、課題、審議会の目的についての 正しい理解と意欲を基本に選考。

7. 審査は論文だけで判断

8. 事前に、公募後採用者のみ論文の公表を告知。

9. 採用発表後、選考委員会は、選考過程のすべてを 公表し (個人情報等は除く) 選考の公正、公平、 透明性を担保、証明する。

10. 選考委員会は、公募について市長に提言でき、 選考について評価等を公表することができ、

(意見)

公募制度は市民の市政(行政)参画の重要な形態であると同時に絶対必要な制度である。

この制度を公正、公平、透明で市民に見えぬ形にすることは焦眉の課題である。

公募制度が体系化、条例化されることにより、特に第三者機関による選考制度の確立で、市民の目に見える選考過程が明らかになり、市民の監視による公正、公平、透明性はいっしょにと進めるとしてよろ。

多くの市民も自分が公正、公平に評価されることに確信を持ち、多くの市民の公募が増えることを願っています。

平成22年8月23日

熊本市自治推進委員

西村文雅

< 行政評価事例 >

1. 行政評価の目的

(1) 住民の成果をはっきりさせること

- とれだけ福祉の向上をさせたか。 地域は暮らしやすくなったか。 住みよくなったか。 便益は将来もたうのか。 現在もたらしているか。 これまでもたらしてきたか。
- 地域への経済効果と雇用。 便利になったか。

(2) 客観的で透明な行政評価過程の公開で、市民に説明責任をはたす。

(3) 行政評価を行うことにより、行政活動の成果と問題点、改善点を明らかにし、行政運営の改善を図ること

2. 行政評価の意義と役割

(1) 行政のプロセスの過程の中で評価を確立する。 これは不可欠のステップで、サイクルを完結し、新しい質の段階に入る。 総括することにより問題と教訓を明らかにする。 (企画、実施、評価) プロセスを完結させる位置と認識、その位置の役割

(2) 効率 ムダをはぶき効率性を確保。 費用対効果の向上

(3) 評価という観点が見直し、改善していく過程に職員意識改革 行政、職員の文化と意識改革

(4) 他の関連ある予算、総合計画、職員組織の見直し、修正、変更する機会を与える

(5) 行政評価は、行財政システム改革を進めるエンジンである。 行政運営の中核的手段、道具である制度

(6) 行政判断のための客観的材料を提供する

3. 行政評価の対象と評価単位

(1) 行政評価の対象

- ① 理念としてはすべての行政活動の全分野、全階層が対象となる
- ② 全庁共通の事業体系 総合計画の体系 予算編成上の体系

(2) 評価単位

- ① 分野、階層構造のそれぞれの段階で事業レベルの評価をもとに施策レベルの評価を行うのが基本
- ② 行政評価の基礎単位とする
- ③ 住民に接し具体的に執行の現場である

4. 評価指標と評価表(シート)

- (1) 「住民の福祉をどれだけ向上させたか」を住民の成果と測る評価指標体系を中心にする。

- (2) 行政評価のシステムの中核は「評価指標」と「評価表(シート)」で、道具手段である

- (3) 評価指標は、行政評価を客観的なものにする必要不可欠な道具である

- (4) 評価表(シート)は評価指標を記録するもの

(5) 行政評価システムにおける代表的な指標

- ① 目標達成度を測る指標(有効性指標)
- ② 住民の福祉の向上等住民の成果を測る指標(アウトカム指標)
- ③ 上位目標への貢献度を測る指標(関係分析指標)
- ④ 効率性を測る指標(コスト指標)
- ⑤ 活動量を測る指標(アウトプット指標)

5. 行政評価と務合計画の策定と進捗管理

(1) 進捗管理の仕組みと連携を図る

(2) 実施計画の進捗管理と行政評価の成果と問題点、改善点、教訓等を踏まえて見直し、整合性を図る

6. 行政評価と職員配置、行政組織編成、予算編成との連携 行政評価の成果と問題点、改善点、教訓等を踏まえて見直し、整合性を図る

7. 市民参画の第三者委員会と行政評価の公表

(1) 評価結果が行政運営に有効に活用されるには、行政評価等の客観性と透明性が確保されなければならない

(2) 課・部レベルの評価会議に市民参画

(3) 局レベルの評価会議に市民参画

(4) 第三者機関による評価委員会（市民、学者、専門家等）

(5) 行政評価の進捗を公開し、透明性を担保する

(6) 行政評価の結果を公表する

(7) 年次報告書を作成し公表する

平成22年8月23日

熊本県自治推進委員

西村文雅

<情報共有の拡充推進条例>

1. 情報共有のための市民の基本的権利

(1) 市民は、知る権利をもとに市の保有する情報を請求し、取得する権利を持つ。市の保有する情報は共有財産であり、市民のものである。

(2) 市民は、市政の課題、条例、計画等に対案を提案する権利と意見を表明する権利を有する。市民の対案の提案により、議論が深まり、より良い条例、計画が作られる機会が増大する。

2. 情報共有の拡充推進の原則・目標

(1) 市長(行政)は、自治基本条例(3条)(12条)の自治運営の基本原則と市政運営の原則にもとづいて、市政(行政)情報を積極的に公開、提供することによって、情報共有の拡充推進を図る。

(2) 市長(行政)は、市政(行政)に関する意思決定過程を市民に公開し、積極的に情報を公開することによって、情報共有の拡充推進を図る。

(3) 市長(行政)は、市政(行政)の課題等について丁寧な説明、応答の責務を積極的に果たすことにより、市民の市政(行政)への理解を一層広げ、深め、公平で透明な市政(行政)運営を行う。

(4) 課題の全体の計画と行程表、スケジュールを市民に公表する

① 市民が市政(行政)の全体の計画を知ることにより、市政(行政)への計画参加できる条件が拡充される

② 議会、議会上程までの各過程、段階の全体計画と行程表、スケジュールを明らかにすることにより、市民が多様な形態に主体的に参加することが保障される。

3. 情報共有の拡充推進制度

[1] 市長(行政)が市政(行政)に関する情報を自ら積極的に分かりやすく市民に公開、提供する公開情報制度

(1) 計画に関する情報

- ① 総合計画、実施計画、事業計画
- ② 各分野の計画
- ③ 全市計画、地域計画
- ④ 地区計画、小中学校区計画等

(2) 条例の制定、改正、廃止

(3) 行政評価に関する情報

(4) 予算、決算、財政

(5) 市民参画協働計画(状況、教訓、改善点)

(6) 市民の生活に大きな影響を及ぼす計画、条例等

(7) 市政の意思決定過程の計画

(8) 課題の全体計画、行程表、スケジュール等の計画

(9) 課の行政活動の基礎となっている条例、規則、要綱を関係市民に直接公表(資料)

[2] 市政(行政)に関する市(行政)の会議を公開する制度

行政のすべての会議は基本的に公開する

[3] 市の保有する文書、その他記録の請求にもとじて公開する制度

1週間以内提供

[4] 市民の意見、提案等が市政に確実に反映する制度

- (1) 課題の意思決定過程のそれぞれの段階における市民の意見、提案等を保障する場を設定
- (2) 市民の提案等の説明の保障と記録して公表
- (3) 市民の課題への提案、意見の反映されたものの記録と市長(行政)の回答等の公表
- (4) 市民の意見、提案等の年間活動状況報告の公表

[5] 主要な課題、条例、計画、施策について市民、議会、市長(行政)が共通の知識の基盤の確立をめざし、学習の機会を広く提供すると同時に、他の自治体の経験と教訓等の情報を拡充推進する制度

[6] 市長(行政)は、各課が行う調査と計画と総括の情報を積極的に公開提供し、情報共有を拡充推進する制度

[7] 熊本市の地才自治の発展のための研究機関を創設し、シンクタンクとして熊本市自治体問題研究所の創立、市民、議会、市長(行政)が、熊本市自治体の問題を研究、調査し、情報を共有する拡充推進する制度

4. 情報の収集と事務文書等の管理

市政に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかに提供できると統一した基準により整理し保存しなければならない。

平成22年 8月 23日

熊本市自治推進委員

西村 文雅

熊本市自治推進委員会 委員名簿

平成２２年１０月２９日現在

役 職	氏 名	性別	所属団体名称等
委員長	上野 眞也	男	熊本大学政策創造研究教育センター 教授
副委員長	荒木昭次郎	男	東海大学 名誉教授 熊本県立大学 名誉教授
委 員	岩下 盛起	男	公募委員
委 員	長塩 史	女	公募委員
委 員	中島久美子	女	NPO法人熊本県子ども劇場連絡会 代表
委 員	中島 洋一	男	公募委員
委 員	西村 文雅	男	公募委員
委 員	平橋 祐子	女	壺川校区民生委員・児童委員 壺川地域コミュニティセンター 運営委員
委 員	松崎 景子	女	NPO法人九州評価機構 理事長
委 員	吉田 晃	男	帯山校区自治協議会 会長 熊本県PTA連合会 事務局長

（五十音順、敬称省略）